

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 6 月24日
【会社名】	明豊ファシリティワークス株式会社
【英訳名】	Meiho Facility Works Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坂 田 明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町二丁目 7 番 9 号
【電話番号】	0 3 (5 2 1 1) 0 0 6 6
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長 大 島 和 男
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区平河町二丁目 7 番 9 号
【電話番号】	0 3 (5 2 1 1) 0 0 6 6
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長 大 島 和 男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金10円00銭 総額113,015,000円

ロ 効力発生日

平成28年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

提案の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更を行うものであります。

(2) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

(3) 剰余金の配当に関する規定の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

坂田明、大貫美、吉川剛史、大島和男及び木内芳夫を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

水野辰哉、志賀徹也及び小須田明子を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

松村孝一を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額150百万円以内にしますものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額50百万円以内にしますものであります。

第8号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役内山伸一及び退任監査役青木達雄に対し、退職慰労金を贈呈するものであります。

第9号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役に対する打ち切り支給決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名に対し、退職慰労金を打ち切り支給するものであります。

第10号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く。）に対するストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く。）5名に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	56,950	149	—	(注) 1	可決
第2号議案	53,752	3,348	—	(注) 2	可決
第3号議案					
坂田 明	53,666	3,434	—	(注) 3	可決
大貫 美	53,774	3,326	—		可決
吉川 剛史	53,769	3,331	—		可決
大島 和男	53,779	3,321	—		可決
木内 芳夫	53,774	3,326	—		可決
第4号議案					
水野 辰哉	55,052	173	—	(注) 3	可決
志賀 徹也	55,061	164	—		可決
小須田 明子	55,054	171	—		可決
第5号議案					
松村 孝一	53,566	3,534	—	(注) 3	可決
第6号議案	53,652	3,448	—	(注) 1	可決
第7号議案	56,899	201	—	(注) 1	可決
第8号議案	53,435	3,665	—	(注) 1	可決
第9号議案	53,372	3,728	—	(注) 1	可決
第10号議案	53,378	3,719	—	(注) 1	可決

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。